

インターネット上における「意図せぬ公人化」を巡る問題 板倉陽一郎[†]

要旨

昨今、ブログや SNS が「炎上」したとの報道が後を断たない。「炎上」状態にあつては、民事・刑事的に名誉毀損にすら該当する批判的書き込みが溢れ返り、情報発信源は①閉鎖、②意見欄停止、③放置、などの対応を余儀なくされる。しかしながら、民事・刑事的な対応は稀である。本稿は、炎上状態の背景には「意図せぬ公人化」現象があると考え、「公人」概念を扱った裁判例の分析により、「公人」概念は幅を持ち、私人が「公人性」を備えることで名誉毀損からの保護が減弱するとの帰結が得られる。そして、「意図した公人化」と異なり、「意図せぬ公人化」においては保護減弱が不当であることを明らかにし、対応策として「公人」概念の不適用と名誉毀損罪の非親告罪化を提案する。

Problems Concerning “Unintended Being Public Figure” On Internet Yoichiro Itakura

Abstract

These days, there is much news that blogs and SNS profiles are “burned”. On “burned” blogs and SNS profiles, many libelous comments are posted, owners of them are forced 1)closing, 2)stopping space of comments, or 3)giving up. However, they scarcely institute civil action, or accuse them. In this paper, “Unintended being public figure” is supposed as a background of “burning”. From Cases about “public figure”, we can find that a concept of “public figure” has width, and to be “public figure”, private figure lost protection from libels gradually. In the case of “Unintended being public figure”, to lost protection is injustice, a concept of “public figure” must not be applied, and libel should not require accusation.

[†] 慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）専門職学位課程
Juris Doctor Candidate, Keio Law School

1. 問題の背景

昨今、報道を賑わしているキーワードの一つに「炎上」がある。未だ確定した定義は存しないが、インターネット上の新語辞書では「特定のブログに対して批判的な書き込みが集中して行われ、騒動となること。」と定義され¹⁾、新聞記事では「ブログ(日記風の簡易型ホームページ)に膨大な数の批判や雑言が書き込まれ、收拾不能になるケース」が「過激に」なった状態とされる²⁾。「炎上」対象はブログに限らず、古くはホームページの掲示板、最近ではSNS(ソーシャルネットワークサービス)の個人プロフィールにも波及しているため、ここでは、「特定の情報発信源に対して批判的な書き込みが集中して行われ、騒動となること」と定義しておく。

炎上状態になると、インターネット上の批判的書き込みはしばしば苛烈を極め、当該情報発信源は機能停止を余儀なくされるのが通例である。機能停止の様子は幾つかに分類されるが、①閉鎖、②意見欄停止、③放置、などの対応が行われる。ブログでは①～③の全ての様子が見られるが、SNSの場合は①(退会)が殆どである。SNSの場合はリンク先に現実社会での人間関係が反映されることが多く、炎上状態がいわば「延焼」して人間関係の崩壊にまで至ることが容易に想定されるからであろう。

しかしながら、これらの対応は全て受動的・防衛的なものであり、書き込みを行った本人に対しての能動的な措置、すなわち民事・刑事による提訴・告訴は未だ報告されていない。批判的書き込みの多くは名誉毀損表現であり民事的・刑事的に対応出来るものであるにも拘らず、である。また、タブロイド誌は批判的書き込みを諷めるどころか、その状況を面白おかしく報道する。被害者であるはずの彼らが晒し者にされてしまうのは何故だろうか。

本稿では、炎上状態と、それらを巡る法行動の背景に、「意図せぬ公人化」現象があると考え。「公人」理論は米国憲法判例で形成され、日本でも部分的に取り入れられてきたものであるが、その位置付けについては未だ統一をみない。そこで、媒介概念としての「公人」の意義を明らかにした上で、「公人化」現象の法社会学的分類と、ありうべき対応策を考察する。

2. 「公人」概念

(1) 月刊ペン事件

月刊ペン事件(最判昭和56年4月16日刑集35巻3号84頁)は、同名誌において、巨大宗教の教祖の私的行動をも取り上げて、女性関係華やかになりしこと、その相手の女性が元国会議員であったことなどを連続特集した点についての名誉毀損刑事事件であり、「私人の私生活上の行状であっても、そのたずさわる社会的活動の性質及びこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度のいかんによっては、その社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として、刑法230条の2第1項¹⁾にいう『公共の利害に関する事実』にあたる場合があると解すべきである。」とした。そして、本判決の判断は米連邦最高裁が採用する「公人」理論との関係で理解され、支持されてきているとされる。「公人」理論は、「公人」に対する名誉毀損訴訟においては「現実の悪意」が立証されなければ損害賠償は認められない、というものであるが、「私人」を「公人」と対置し、「公人」の名誉の保護については「私人」よりも劣るもので有り得るという判断を、裏から述べたという点では発想を同じくするとされるのである。かくして、最高裁は名誉毀損の判断において「私人」というファクタが存在することを認め、裏返せば、「公人」というファクタが存在することをも認めたといえる。しかしながら、「私人」「公人」の内実は明らかではなく、「公共の利害に関する事実」の文言解釈の中で述べられたことから、2項の犯罪事実(犯罪行為者)や3項の公務員と「私人」「公人」概念の関係や²⁾、そのメルクマールについては後の裁判例の集積が待たれたのである³⁾。

(2) 裁判例における「公人」

¹ 名誉毀損(刑法230条)に該当する行為であっても、①公共の利害に関する事実に係り、②その目的が専ら公益を図ることにあり、③真実性の証明があった場合には、違法性が阻却される(刑法230条の2第1項)。公訴提起前の人の犯罪行為については公共の利害に関する事実とみなされ(同第2項)、公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、真実性の証明だけで違法性が阻却される(同第3項)。この違法性阻却の枠組みは民事不法行為(民法709条)でも同様に該当することが判例上認められている。

² 現時点で、法令上、「公人」という語を用いた例は一件も存在しない(2006年10月13日更新時点での法令データベースによる)。

しかしながら、その後の裁判例において、「公人」という語が現れたものは多くなく、しかもその扱いを一にしていない。具体的に検証していこう。

a. 刑法 230 条の 2 の要件の判断に用いる裁判例

東京高判平成 14 年 5 月 23 日判時 1798 号 81 頁は、県会議員の脱税疑惑について報じた新聞記事について、「本件記事の内容は公人の行為に関するものであり、かつ、納税義務の不履行という公共の利害に関する事実にかかわるものであり、かつ、控訴人が被控訴人に対して個人的害意をもって本件記事を掲載したものと認めるに足る証拠もないから、本件記事の掲載は公益を図る目的であったものといえる」として、「公益を図る目的」の要件で「公人」であることを勘案している。本裁判例は「公共の利害に関する事実」であることも「公益を図る目的」の判断に入れ込んでおり、厳密に刑法 230 条の 2 の要件を分けて検討したとは思われない。しかしながら、「公共の利害に関する事実」の判断と「公人」であることを分けて認定しており、月刊ペン事件での判断とは異なる考慮が見られる。

また、和歌山地裁平成元年 11 月 28 日は、贈賄事件で執行猶予付懲役刑の有罪判決を受けた原告について、供述していないことを供述したと報道されたとの事案につき、損害賠償及び謝罪広告を求めた名誉毀損民事事件において、「違法性阻却の要件を判断するにあたっては、報道事業の公益性や報道された者の公人性が直ちに個々の報道記事を正当化すると解するのは相当ではなく、報道内容の重要性及び民事責任を課せられる危険による報道側の萎縮等と、報道される側の公人性の程度、報道された内容の右の者に与えた影響及び被害回復の可能性等を比較考慮して考えるべきであるといえる」とし、「公人性」概念を認め、「公人」概念が幅を持つものであるとの認識を示している。一方で、「違法性阻却の要件を判断するにあたっては」としか述べておらず、「公人」であることが刑法 230 条の 2 のどの要件に影響を与えるのか、具体的判示はされていない。

b. 公正な論評の法理の判断に用いる裁判例

東京高判平成 13 年 12 月 4 日判時 1782 号 40 頁は、町議会議員である控訴人が、町長選に立候補する旨を宣言したところ、同町に居住する被控訴人が、控

訴人の町議会議員としての政治姿勢ないし政治活動と社会的姿勢に対する批判的論評を内容とするチラシを配布したという名誉毀損民事事件において、「このような控訴人の公人たる側面に関する事柄に対しては、何人も真実である事実を公表し、真実ないし真実と信ずるに足るについて相当な理由がある事実に基づいて公正な論評をすることは許容されており、この行為は違法性がないと解すべきである」として、「公正な論評の法理」を採用し、刑法 230 条の 2 の枠組みを修正した別の違法性阻却事由を認めた。「公正な論評の法理」とは、批評活動については「事実の摘示」ではないため、真実性の証明そのものを要求することができず、その代わり、「前提としている事実が主要な点において真実であることの証明があったとき」に「人身攻撃に及ぶなど論評としての粋を逸脱したものでない限り」違法性阻却を認めるものである（最判平成元年 12 月 21 日民集 43 卷 12 号 2252 頁参照）。論評の粋を逸脱しない「公正さ」を図る指標の一つとして、「公人たる」側面であるかどうかという判断が行われていると考えられる。

c. 慰謝料額の算定の判断に用いる裁判例

神戸地判平成 15 年 6 月 16 日判例集未登載 LEX/DB28082355 は、医師である原告が、元野球選手の談話形式で構成された記事部分により、名誉が毀損されたとして、出版社及び元野球選手に損害賠償を求めた名誉毀損民事事件において、損害額（慰謝料）の算定につき、「・・・原告が公人ではなく私人であること、本誌発行により原告に対する公演依頼が途絶えるなど、原告の医師としての業務遂行に多大な支障を来たしたことがそれぞれ認められるが、・・・」として、「公人」であるかの判断を段階せずに、元チームドクターであった原告医師を私人であるとし、それを慰謝料額の算定根拠（恐らくは、高める方向）に考慮している。

また、東京地判平成 13 年 12 月 3 日判例集未登載 LEX/DB28070663 は、宗教法人である原告が、ダミー会社などを用いて東京都再開発地域の地上げを行っている噂の記事を週刊誌上に掲載されたことにより名誉を毀損されたとして出版社等に損害賠償及び謝罪広告を求めた名誉毀損民事事件において、「マスメディアの種類、主たる報道目的、取材の経過・方法、新聞雑誌等の発行部数、報道による影響、悪意

によるものかなど名誉毀損報道の内容・態様、被害者の社会的地位、公人・個人・法人の別、損害の内容・程度その他当該事案に現れた諸般の事情に照らして、社会通念にあった慰謝料額を算定するのが相当である」としたものの、具体的に原告が「公人」にあたるかについては、「かかる記事の掲載は原告の公益法人かつ宗教法人としてのイメージを著しく傷つけ、その社会的評価を低下させる・・・」と述べるのみであり、「公人」「個人」「法人」のいずれと判断しているのか、少なくとも「法人」であることはいつているが、「公益法人」であるから「公人」としているのか、それともこれら三者は排他的なものとして捉えられているのか、判然としない。「公人」の反対概念が「私人」であることを承認するのであれば、後二者は（私人たる）「個人」「法人」を指すと考えられなくもないし、「公人」であることはそれぞれに係りうる別の次元のファクタであるとも読める。いずれにせよ、本裁判例も、前述神戸地判も、考慮するということだけを述べるのみで、どういう場合に「公人」になり、どのような方向で勘案されるのかは、明言しない。強いていえば、本裁判例は「公人性」を述べ、幅があることを示唆した前述和歌山地判と方向性を同じくするといえようか。

d. 裁判例の分析

結局、裁判例はいずれも「公人」の定義を明らかにしていないし、どの要件の判断で用いられるのかも判然としない。これらの裁判例を統一的に理解するには、「公人」が何らかの要件になるというよりは、「公人性」を観念して幅を持たせ、事案によって①公共の利害に関する事実、②公益を図る目的、③慰謝料額の算定、のいずれにあっても違法性阻却事由を否定する方向に働く場合が有りうるかと考えるのが相当ではないだろうか。

すると、「公人性」の定義は帰納的に、「私人が公共の利害に関する行動を行い、或いは公益に関する立場に付いた場合に備える特徴」とすることができ、「公人」とは「公人性」を備えた私人であると定義していくことが出来る³。そして、「公人」であるか

³ 伝統的な法解釈学の作法からは許される論理展開ではないかもしれない。しかしながら、媒介概念としての「公人」を法社会的ツールとして用いる本稿においては、このような定義が有用である。なお、筆者らは以前にも「公人度」

どうかの閾値は文脈によって異なり、一概に決めることは出来ない、といえよう。このような理解の下では、刑法230条の2の第1項・第2項・第3項は統一的に解することが出来、2項の犯罪行為者や3項の公務員は「公人性」を備えた私人の一種として把握できる。そして、それらが「公人」といえるかどうかは文脈によるのである。

(3) 公法学説における「公人」

名誉毀損法は公法・民事法・刑事法の全ての領域に跨るものであり、前述月刊ペン事件も憲法・不法行為法・刑法総論及び各論などの書籍で言及されているが、現実の悪意の法理に触れるものは数あれど（代表的なものとして⁴）、「公人」の厳密な定義に踏み込むものは多くない（法的な概念としては、「公人」という要件に該当した際の効果が明らかではないので、解釈論的にはそのような作業に意味が無い、ということもあろうか）。高橋教授は現実の悪意の法理の米国での適用範囲について、「私人でも社会的な名士・有名人などのいわゆる『公人』』に対して適用される、としており⁵、私人に付加されていく要素としての「公人性」という、本稿の理解と方向性を同じくするといえる。

3. 「公人化」の分類

以上を前提に、「公人性」を得る過程（これを「公人化」と呼ぶ）は、「意図した公人化」と「意図せぬ公人化」に分類する。

(1) 「意図した公人化」

「意図した公人化」とは、自ら理解して「公人性」を備えていく場合である。インターネット以前は、「意図した公人化」以外には「公人化」は存在しなかったといつてよい。それは、公に意見を表明する機会や、犯罪事実を報道する機会が一部の機関に独占されていたからである。すなわち、マスコミに登場する芸能人になろうと思えば自ら行動を起こす必要があったし、犯罪行為者になるのですら、いかにも犯罪報道されるような犯罪に限られていたから（例えば、わざわざ通常の道路交通法上の速度違反

という概念を用いたことがある（後述⁶）。その際には厳密な定義は施さなかったが、意図するところは同じであり、程度概念として用いている。

や軽犯罪法違反を殊更に報道することは考え難かった), 覚悟して⁴犯罪行為を行っていたのである。

「公人化」の類型としては、明文がある公務員・犯罪行為者の他に、芸能人、影響力の高い団体の代表者などが挙げられる⁶。インターネット時代に特有の「意図した公人化」の類型として、自ら有名ブロガーや有名サイト管理人となることによって、芸能人類似的地位に立つことがあげられる。彼らは、「公人化」のマイナス面(名誉毀損からの保護が減弱すること)を理解しつつインターネットを利用し、対抗言論を張れる立場にあることが通常であるから、インターネット時代にあっても「意図した公人化」に限れば、従来の公人を巡る法規範はさほど弄る必要が無い。彼らにとっては炎上も芸能人のスキャンダルと同じで、覚悟の上であるといえる。

(2) 「意図せぬ公人化」

ところが、インターネット時代にあっては、「意図せぬ公人化」が起き得る。これは、情報発信者が理解せぬまま「公人性」を備えてしまう現象である。特に、①ブログで違法行為を告白するものと、②P2Pソフトのウィルスによりプライバシーを流出させるもの、の事案が顕著である。

a. 違法行為告白型

ブログの炎上の多くはこのタイプである。「意図した公人化」の犯罪行為者と異なるのは、かつての犯罪報道の多くが報道に社会的意義があったことからなされていたのに対して、自らインターネットを通じて世界中に発信してしまっているため、今までは報道もされず起訴もされなかったような違法行為が暴露されるという点にある。ブログが炎上する場合、書いている本人はインターネットによって世界中に発信しているという意識をもたず、また、それによって騒ぎになっているということすら気付かないことがある。「意図した公人化」の犯罪行為者には国選弁護士などの助力が存在しうるのに対して、未だ被

疑者でもなく、それどころか刑事犯でもない場合が多い(違法行為、と書いたのはこの意である。例えば、複数の不倫の告白)。「意図せぬ公人化」を果たした情報発信者には助力はなく、批判的書き込みには対応しきれない。それでもまだ、インターネットで自ら情報発信していたことから、前述の①閉鎖、②意見欄停止、③放置、という処置は採り易いし、対抗言論の可能性も無いではない。ただし、違法行為を自ら告白していたとあって、民事・刑事による提訴・告訴は殆ど行われない。ここには、

(誤った)「クリーンハンズの原則」的な、違法行為を行っているものが法的手続をとるのはおかしい、との思い込みが存在している。実際は違法行為を行っていても名誉毀損に対する法的保護は当然に及ぶが、結局民事・刑事の手段を採るとなると関係機関や弁護士に経緯を説明し、自らの違法行為も再度告白することになる。勢い、情報発信者は民事・刑事の措置を避けることになり、泣き寝入りが常態になる。

b. プライバシー流出型

プライバシー流出型の「意図せぬ公人化」は更に状況が過酷である。その殆どはP2Pソフトのウィルスにより、個人PC内の個人情報や機密情報、自分や恋人のヌード画像などを流出させてしまうものである⁷。まず、自ら全世界に流出させてしまったプライバシーについては最早プライバシーとは言えず、プライバシー権の保護が及ばなくなる⁵。「意図せぬ公人化」の類型としてはP2Pソフトを使っていたということそのものが犯罪行為者に近く(特にWinnyはその性質上、必然的に著作権侵害行為を行う)⁶、更に就業規則に違反して手元に保存していた機密情報を流出させてしまうことも違法行為に近い。自ら意識して情報発信していたわけではないので、その量もコントロールできず、①～③の処置も採り難い。民事・刑事の手段を採ることはほぼ不可能である。

⁴ ここでの「意図した」「意図せぬ」は故意・過失の分類とは対応していない。例えば大きな業務上過失致死事件を起こせば犯罪行為者として報道されることは明らかであり、それは「意図した」に含まれる。行為時の主観ではなく、類型的に、行為後の状況を行為者が理解しているかどうか、が重要である。

⁵ 「宴のあと」事件(東京地判昭和39年9月28日下民集15巻9号2317頁)の第三要件を満たさない。

⁶ P2Pソフトそのものは中立的であるという批判が技術者から良くなされるが、P2Pネットワーク上で流通するファイルのほぼ全てが著作者に無断で流されたものである以上、違法行為を排除した利用法は考え難い。

更に、違法行為告白型に比べて結果としての落ち度や（特に情報発信者が公務員や大企業のものであった場合）社会的影響力も大きいため、報道も大きくされることになる。

4. 対応策

(1) 解釈論的対応

このように、「意図せぬ公人化」を経たものは「炎上」状態に対処出来ない。その一方で、「公人性」は備えてしまっているので、名誉毀損からの保護は減弱し、自ら告白し、或いは流出させてしまったことについてはプライバシーの保護も期待し得ない。

しかしながら、公人であることでの名誉毀損からの保護の減弱は従来、「意図した公人化」を果たしたもののしか想定していないように思われる。佐伯教授は公人理論の基礎に、①「公人」に関する情報は知る権利との関係で広く提供されなければならない、②社会の注目を集める活動を自発的に行った以上、それに伴う批判は一定の範囲で受忍しなければならない、③対抗言論の法理が妥当、との考慮を挙げているが⁸⁾、「意図せぬ公人化」にあつてはそもそも①の公人性もそう高くなく、②のように自発的に公人化したわけではないため、批判への対処も準備されておらず、③対抗言論の可能性も、特にプライバシー流出型ではほぼない。名誉毀損からの保護を減弱させる媒介概念としての「公人」は、「意図した公人化」を果たすことによってその程度を高めるものであり、「意図せぬ公人化」では強調すべきではないのではなかろうか。

(2) 立法論的対応

更に、立法論的対応として、インターネット上の集団名誉毀損については親告罪（刑法 232 条）の適用を排除すべきではないだろうか。名誉毀損が親告罪である趣旨は「被害者の意思を無視して訴追しなければならないほど、法益侵害の程度が大きいとはいえないこと」と、「訴追されればさまざまな事情が法定に持ち出されて、被害者の名誉を再度傷つけること」が挙げられるが¹⁰⁾、インターネット上の批判的書き込みによる集団名誉毀損は法益侵害の程度が著しく大きく、特に SNS で「延焼」した際には人間関係が完全に破壊され、職までも失われる例が少なからずある（攻撃者側の数少ない分析として¹¹⁾）。訴

追の際の再度の名誉毀損の考慮も、インターネット上で全世界に発信されてしまい、しかも「まとめサイト」や検索サイトのキャッシュ、WebArchive などで永久にその痕跡が残る状態に比すれば退行するだろう。親告罪である必要は失している。非親告罪化した上で、ある程度能動的に捜査機関が動かなければ、今後も炎上は定期的に起きると思われる。

5. まとめと今後の展望

本稿では、「意図せぬ公人化」現象を「公人」概念を媒介に分析し、その影響と対応を考察した。ブログによる情報発信は止まるところを知らず、ジャーナリズムの定義すら揺るがしつつある。SNS の参加者は日々増加しており、「延焼」による潜在的被害はその都度大きくなることになる。

いずれのメディアも、牧歌的なインターネット掲示板でのフレームと同じ規範では対応しきれない。今後は具体的なケーススタディを含めた、実証的な研究も視野に入れ、理論上の対応策の有効性検証も必要になってこよう。

参考文献

- ¹⁾ 亀井肇「炎上」Yahoo! 辞書カルチャー&エンタテインメント 2005 年 11 月 20 日
<http://dic.yahoo.co.jp/newword?ref=1&index=2005000717> (2006 年 10 月 30 日取得)
- ²⁾ 「ブログの世界でも『火の用心』(ビジネス Plus)」日経産業新聞 2006 年 9 月 13 日
- ³⁾ 大塚仁他編『大コンメンタール刑法第 12 卷 第二版』青林書院 (2003 年) 47-50 頁 (中森喜彦)
- ⁴⁾ 佐藤幸治『憲法 第三版』青林書院 (1995 年) 526 頁
- ⁵⁾ 高橋和之『立憲主義と日本国憲法』有斐閣 (2005 年) 185 頁
- ⁶⁾ 井出明, 板倉陽一郎, 福田雅樹「Web 上の都市再現に関するプライバシー上の諸問題」情報処理学会研究会報告電子化知的財産・社会基盤 Vol.2002 No.57 p.9
- ⁷⁾ 総務省「Winny ウィルスを紹介して感染するコンピュータウイルスによる情報流出に関する注意喚起」2006 年 4 月 11 日
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_svohi/060411_1.html (2006 年 10 月 30 日取得)
- ⁸⁾ 佐伯仁志「公共の利害に関する事実」『メディア判例百選』有斐閣 (2005 年) 41 頁
- ⁹⁾ 前掲[3]68 頁
- ¹⁰⁾ 井出明「サイバーストーカー (ネットストーカー) の現状と対応」情報処理学会研究会報告電子化知的財産・社会基盤 Vol.2006 No.96p.115